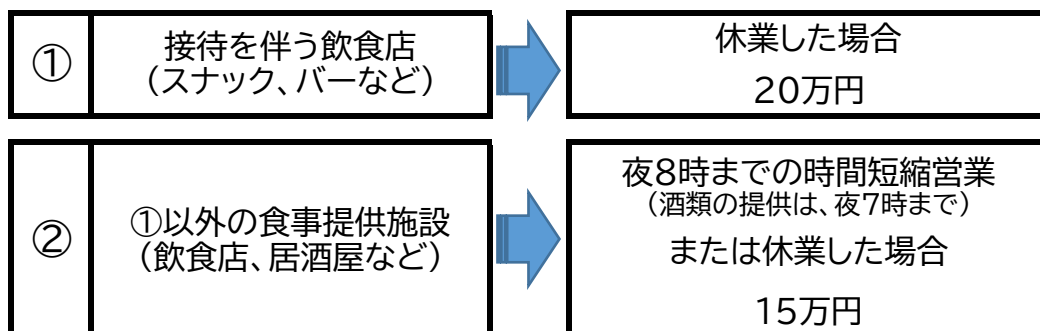


新型コロナウイルス感染症対策にかかる 休業要請等協力金の申請手続きについて

本県で新型コロナウイルス感染者が相次いでいることを受け、宮崎県内全ての圏域に休業等要請が出されました。門川町においては、内容は下記のとおりとなりますので、飲食業の皆様には大変なご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【休業等要請期間】 8月1日(土)から 8月16日(日)までの16日間
8月3日(月)から 8月16日(日)までの間、休業等を行ってれば、協力金・支援金の支給対象となります。

【協力金・支援金】



※感染予防対策ガイドラインを遵守していることが、協力金支給の要件となります。

- 【申請に必要なもの】
1. 休業または、時間短縮営業を行ったことが確認できるもの
(例:お店に貼ったチラシなどの写真や、告知したホームページなどのコピー)
(※注意1) 時間短縮営業の場合は、8時まで営業短縮したこと、酒類提供を7時まで短縮したことの両方を記載することが必要です。
(※注意2) 休業または、時間短縮営業を行った日を記載することが必要です。(8月3日から16日までがわかるように。「当分の間」などはダメです。)
 2. 店の外観写真(店舗名がわかるように)と内観写真(飲食スペースがわかるように)。
 3. 営業の実態が確認できる書類(直近1期分の確定申告書の写しなど)
※令和2年1月以降に開業した場合は、開業届けまたは法人設立届けの写し)
 4. 食品衛生法に基づく営業許可書の写し
 5. [様式1]申出書兼誓約書と[様式2]協力金請求書
※請求書に記載する振込口座が確認できる通帳のコピーを、必ず添付してください。
(銀行・支店・預金種別・口座番号・名義(カタカナ部分)がわかるように。)

【申請期間】 8月17日(月)から9月30日(水)まで

【申請方法】 郵送、または「門川町役場まちづくり推進課」の窓口へ持参

お問い合わせ・申請先

〒889-0696 門川町本町1-1

門川町役場 まちづくり推進課

☎0982-63-1140

mail : syoukoukankou@town.kadogawa.lg.jp